

動物福祉規程

(目的)

第1条 この規程は、(公社)日本動物園水族館協会(以下「協会」という)に加盟する会員が行う活動のうち動物福祉に関して必要な事項を定め、動物福祉を適正な水準で推進することを目的とする。

(動物福祉の定義)

第2条 動物福祉とは、世界動物園水族館協会が定める定義に準拠し、飼育および展示における個々の動物の身体的および心理的状态のことをいう。

(動物福祉の向上にむけた責務)

第3条 会員および園館職員は、この規定を誠実に履行し、順守する義務および動物園および水族館で飼育管理する動物の動物福祉の向上に取り組む責務を負う。

2 会員および園館職員は、動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関して科学的根拠に基づいて自ら定期的に動物福祉を評価し、別に定める動物福祉基準に基づいた動物の飼育管理および施設運営を行わなければならない。

3 会員および園館職員は、動物福祉の向上を図るための研修会および講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等をはからなければならない。

(動物福祉の評価)

第4条 会員は、動物福祉の適正な水準の実現にむけ、協会が実施する動物福祉の評価を定期的に受け、その指導および勧告等を履行する義務と責任を負う。

2 前項に規定する評価を行うにあたっては、前条の趣旨に即し別に定める要領に基づき、会員の中から選任された評価員をもって行うものとする。

3 第1項の規定による評価の結果は、会員に報告するものとする。

(教育活動)

第5条 動物を用いた教育活動は、動物福祉の向上を常に考慮して実施し、次の各号に適合し、生物多様性や野生生物の保全に寄与する内容とする。

(1) 動物とのふれあい等に際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行わないこと。

(2) 教育機関や研究機関との連携を図り、教育活動を通じて広く正しい知識の普及に寄与するものであること。

(3) 動物に係わる情報発信に関しては動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、過度な擬人化は行わないこと。

(野生生物保全における動物福祉)

第6条 保全活動の推進にあたっては、野生個体群においてはその種と環境に与える影響を最小限とし、飼育下個体群においては動物福祉の向上を常に考慮しなければならない。

(関連法令の遵守等)

第7条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。

2 動物の飼育および展示にあたっては、特に「動物の愛護および管理に関する法律」(昭和48年法

律105号) および「展示動物の飼養および保管に関する基準」(平成25年告示第83号) を正しく認識し、その遵守に努めること。

3 生物多様性委員会の定めるJAZAコレクションプラン(JCP)の方針、ならびに適正施設ガイドラインに基づいたものとする。

4 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。

(改善勧告等)

第8条 第4条に定める動物福祉の評価の結果、第5条および第6条、並びにその他要綱で定める基準に適合しないことにより、飼育動物の動物福祉が著しく損なわれると認めるときは、定款の定めに基づいて、会員に対し、その事態を除去するために必要な限度において、動物の管理方法若しくは施設を変更すべきことを勧告し、会員資格の一部または全部を停止することができる。

2 会員は、前項における指導および改善勧告を受けた場合、30日以内に改善計画を提出するものとする。

(動物福祉委員会)

第9条 この規程の目的を達成するため、動物福祉委員会を設置するものとし、その内容については要綱をもって別に定める。

(要綱および動物福祉基準)

第10条 細目はこの規程に定めるもののほか、動物福祉評価実施要綱および動物福祉基準を別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会において決し、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和63年2月29日から施行する。

平成18年5月25日一部改正

平成24年3月5日一部改正

平成25年2月27日一部改正(案)理事会承認

平成25年10月15日一部改正(案)理事会承認

この規程の改正は、平成26年度通常総会承認後から施行する。

平成29年3月1日一部改正(案)理事会承認

この規程の改正は、平成29年度通常総会承認後から施行する。

令和3年5月11日一部改正(案)理事会承認

この規定の改正は、令和3年度通常総会承認後から施行する。